「埋蔵文化財の確認・届出と指定文化財の管理・活用について」

日頃より文化財の保護についてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

○各区で行う自営工事について

　　道路の舗装や側溝敷設など、各区で行う自営工事について、工事前に埋蔵文化財（遺跡）の確認をお願いいたします。

1. 遺跡の有無は井戸尻考古館で確認することができます。
2. 工事範囲が遺跡に該当する場合は、遺跡保護のための協議を行い、必要に応じて発掘調査を実施します。
3. 発掘調査の届出（文化財保護法93条）は、工事着工の60日前までに行う必要があります。

　　工事を計画される場合は、お早めに文化財係（井戸尻考古館）にご相談ください。なお、町内の遺跡地図（『富士見町の遺跡』）を平成31年4月に各区にお配りしていますので、ご参照ください。

○指定文化財の管理について

　　町内には、富士見町の歴史や自然・文化を物語る、多くの貴重な文化財があります。日頃から保全・管理にはご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

　　近年、台風や大雨などの自然災害や火災、仏像などの有形文化財の盗難事件、また指定文化財への落書きなどが全国各地で発生しております。区で所有する文化財につきましては、今後も文化財の保全に努めていただきますよう、お願いいたします。また保存修理や管理については、町の補助金も活用できます。

○文化財の活用について

　　町教育委員会では、文化財の活用を施局的に進めたいと考えています。平成31年（令和元年）度から井戸尻考古館では地区ごとの遺跡を紹介する「おらが村の遺跡」展を毎年開催し、令和３年度からは各地区をめぐる「文化財ウォーク」をスタートさせました。ご協力により、参加者には大変好評です。今後も各地区の文化財を紹介してまいります。

　　また区の行事などへの、出張も行います。文化財や遺跡に関する講演会や勉強会、地区子ども会などでの火おこしなどの体験指導も行いますので、お気軽にお声掛けください。

担　当：富士見町教育委員会

　　　　生涯学習課　文化財係

　　　　井戸尻考古館・歴史民俗資料館

ご相談：☎0266-64-2044（井戸尻考古館）